



北薩広域行政事務組合公告第4号

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月14日

北薩広域行政事務組合
理事長 椎 木 伸 一



1 業務名	リサイクルセンター運転管理業務委託
2 業務場所	鹿児島県出水市野田町上名 6499 番地 9 鹿児島県阿久根市多田 3771 番地 1
3 選定方法	公募型プロポーザル方式
4 業務概要	(1) 施設の概要 ア 施設名称 リサイクルセンター 所在地 鹿児島県出水市野田町上名 6499 番地 9 主要施設 不燃物処理施設・資源化处理施設 イ 施設名称 リユース品保管用ストックヤード 所在地 鹿児島県阿久根市多田 3771 番地 1 主要施設 リユース品保管用ストックヤード (2) 業務の内容 本業務は、施設の運転管理、清掃、点検・記録及び敷地内外の環境整備等を行うものとする。 なお、詳細については、別途発注仕様書で示すものとする。
5 履行期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5か年契約）
6 事務局 (担当部署)	北薩広域行政事務組合 総務課 施設整備係 〒899-0501 出水市野田町上名 7918 番地 1 TEL 0996-68-8856 FAX 0996-68-8754 メールアドレス seibi@hokusatukouiki.jp
7 委託料上限額	有（募集要項第7項のとおり）
8 最低制限価格	無
9 参加資格要件	(1) 応募者の構成 ア 応募者は、本業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は2若しくは3者の企業によって構成される共同企業体（以下「応募共同企業体」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）が本業務を遂行する上で果たす

役割等を明らかにするものとする。

イ 応募共同企業体は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。

ウ 応募企業又は応募共同企業体の構成員は、鹿児島県内に本業務に係る契約を締結できる本店、支店又は営業所を有していること。

エ 応募共同企業体の構成員の変更及び追加並びに削減は認めない。

オ 応募共同企業体の構成員は、他の応募共同企業体の構成員となることはできない。

なお、応募共同企業体の構成員は、単体企業として本業務に応募することはできない。

カ 応募共同企業体による応募の場合は、委託業務共同企業体協定書（別紙見本による。）を参加表明書と同時に提出すること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募企業又は応募共同企業体の構成員は、次の要件を全て満たさなければならない。ただし、カの要件は、応募共同企業体にあつては、構成員のいずれかが運転管理実績を有していること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公告の日から契約締結の日までの間に、北薩広域行政事務組合物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成25年北薩広域行政事務組合告示第12号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 応募企業又は応募共同企業体の構成員は、北薩広域行政事務組合の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

カ 一般廃棄物処理施設の不燃物処理施設及び資源化处理施設において、知識や技術力のほか運転保守管理に関するノウハウを有し、3年以上継続して運転管理業務の実績があること。ただし、国、地方公共団体等が発注し、平成28年4月1日以降に完了又は現在履行中の業務実績に限る。

なお、共同企業体での実績は当該共同企業体の代表企業としての実績に限るものとする。

(3) 有資格者の配置

本業務を適正かつ円滑に運営するため、別に定める発注仕様書に記載の実務経験及び資格を有する者を、必ず配置すること。ただし、同一人が複数の資

	格を兼ねて良いものとする。 (4) 資格確認基準日 応募資格審査の資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。
10 プロポーザル 審査委員会	プロポーザル審査は、別に定める「運転管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。 なお、審査委員会の委員については、審査における公平性及び透明性を確保するため、プロポーザル審査終了後に公表するものとする。
11 審査方法	(1) 参加資格審査 提出された参加表明書等により企業力及び業務管理体制等を評価し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングの参加を要請する者を選定する。 (2) 技術提案等審査 提出された技術提案書等について、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行い評価し、参加資格審査及び価格の評価点を加算して、最優秀者及び次点者を選考する。 (3) 審査基準 別紙「募集要項」第19項のとおり
12 募集要項等の 交付期間及び方法	(1) 交付期間 令和8年7月14日（火）から令和8年8月17日（月）まで (2) 交付方法 本組合ホームページからダウンロード http://hokusatukouiki.jp/
13 参加表明書等の 提出手続き	(1) 提出期限 令和8年8月17日（月）午後5時まで ※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで (2) 提出場所及び方法 ア 「6の事務局」に同じ イ 持参又は郵送（簡易書留に限る。） 持参する場合には、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに「6の事務局」へ電話連絡すること。 なお、郵送の場合は、提出期限内に「6の事務局」へ必着のこと。 ウ 事務局にて提出書類の受領確認後、参加表明書受領書を交付する。
14 参加資格審査 結果の通知	(1) 通知日（発送日） 令和8年9月4日（金） (2) 通知方法 応募企業（応募共同企業体については代表企業）の代表者に対して行うものとする。

15 技術提案書の 提出手続き	参加資格審査により選定された者を対象とした技術提案書の提出を求められた者は、次により提出すること。 (1) 提出期限 令和8年10月7日(水)午後5時まで ※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで (2) 提出場所及び方法 ア 「6の事務局」に同じ イ 持参又は郵送(簡易書留に限る。) 持参する場合には、提出する日の前日(前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに「6の事務局」へ電話連絡すること。 なお、郵送の場合は、提出期限内に「6の事務局」へ必着のこと。 ウ 事務局にて提出書類の受領確認後、技術提案書受領書を交付する。
16 質問の受付	応募申請及び募集要項等に質問がある場合は、次により質問書を提出すること。 (1) 受付期間 令和8年7月15日(水)から令和8年8月3日(月)午後5時まで (2) 提出方法 電子メールにより「6 事務局」のメールアドレスへ添付ファイルとして提出すること。 なお、電子メール以外での質問には回答しない。 (3) 回答期限 令和8年8月10日(月)午後5時 随時回答するが、最終回答期限を示すものである。 (4) 回答方法 北薩広域行政事務組合ホームページ(http://hokusatukouiki.jp/)に掲載
17 その他	(1) 提出書類等の取扱い ア 提出された参加表明書及び技術提案書等(以下「提出書類等」という。)は、返却しない。 イ 提出書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲において複製することがある。 ウ 提出書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。 エ 提出書類等は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。 オ 提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めない。 (2) 失格 応募者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。 ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合 イ 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合

	ウ 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合 エ 審査の公平性を害する行為を行った場合 オ 見積金額が、委託料上限額を超えている場合 カ その他、「募集要項」第 11 項のとおり (3) その他 ア 本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、応募者の負担とする。 イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本組合が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。 ウ 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。 エ 電子メール等の通信事故については、本組合はいかなる責任も負わない。 オ 結果についての異議申立ては受け付けない。 カ 詳細は、別紙「募集要項」及び「仕様書」によるものとする。
--	---